

いじめ防止基本方針

吹田市立片山中学校
平成30年4月1日

(目的)

第1 いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも起こりうること」であり、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響をあたえるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。以下、「いじめは絶対に許されない」学校を構築するため、「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」等に関する基本方針を定める。

(いじめの防止)

第2 いじめを未然に防ぐため、次にあげる事項に努める。

1. 生徒一人ひとりの尊厳が守られ、いじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が取り組む。
 - (1) 日常的に生徒の行動の様子を把握する。
 - (2) 欠席日数や部活動の参加状況等を注視し、情報を共有する。
 - (3) 「いじめの防止等の対策のための組織」の機能性を高める。
(組織は、校長・教頭・首席・生徒指導主事・各学年生指・養護教諭・SC・SSW)
 - (4) いじめの防止等に関する年間計画を策定する。(別紙1)
 - (5) 計画的に校内研修を行う。
 - (6) 年間計画を策定・改訂する際、PTA・学校評議員に意見を求める。
2. いじめについての共通理解を図り、生徒がいじめに向かわない態度・能力を育成するとともに、いじめが生まれる背景を把握し、自己有用感や自己肯定感を育み、生徒自らがいじめについて学ぶ取り組みを進める。
 - (1) 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育を充実する。
 - (2) 読書活動や体験活動等を推進し、幅広い社会体験や生活体験の機会を設ける。
 - (3) 言語活動を充実させ、生徒のコミュニケーション能力を向上する。
 - (4) 生徒会活動を活性化し、生徒自らが「いじめ撲滅」に取り組む姿勢を育む。
 - (5) とともに学び、ともに育つ教育環境づくりを進める。
 - (6) インターネット等で行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、生徒への情報モラル教育および保護者への啓発活動を進める。

(早期発見)

第3 いじめを早期に発見するため、次にあげる事項に努める。

1. 生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないよう積極的にいじめを認知するためのアンテナを高く保ち、早い段階から複数の教職員で的確に関わるとともに、暴力を伴わないいじめや、潜在化しやすいグループ内のいじめなどにも注意深く対応する。

- (1) 日常の生徒相互の人間関係を把握し、ささいな兆候も教職員間で共有する。
- (2) 学校生活アンケートを学期に1回実施する。
- (3) 教育相談日(毎週金曜日)のうち、毎月第3金曜日を「いじめ相談日」とし、いじめの当事者(含む保護者)やいじめ周辺者(含む保護者)からの情報の収集に努めるとともに、大阪府電話相談窓口等、各種の教育相談機関の周知を図り、教育相談体制の充実に努める。

(いじめに対する措置)

第4 いじめを発見・通報した場合は、次にあげる事項に努める。

1. 発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに学年所属教職員または、生徒指導委員会で対応するとともに、「いじめの防止等の対策のための組織」に報告・相談する。また、被害生徒を守り、加害生徒の社会性の向上や人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
 - (1) いじめと疑われる行為を発見した場合は、その行為を制止し、相談や訴えがあった場合は、被害生徒および相談者の安全を確保しながら、事態の把握に努める。
 - (2) 事態の軽重にかかわらず、早急・速やかに保護者へ事実関係を伝える。
 - (3) 被害生徒に寄り添い、支える体制づくりを行い、必要に応じて加害生徒を別室指導等、厳格な措置を講ずる。
 - (4) 好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動を踏み出すために、必要に応じて警察等関係諸機関の協力を得る。
 - (5) いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題としてとらえるよう指導する。
 - (6) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、市教育委員会と連携し、また警察署と相談して対処する。生徒に重大な被害が生じる恐れがある時は、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。
 - (7) 「組織的な対応の流れ」を策定し、早期解決に努める。(別紙2)

2. 重大事態が発生した場合は、「いじめの防止等の対策のための組織」が初動調査から実態の把握・分析等を一括して行うとともに、市教育委員会に報告し、事態の早期解決に努める。
 - (1) いじめにより被害生徒に重大な被害が生じた疑いがある場合やいじめにより欠席を余儀なくされている疑いがある場合等は、調査チームによる調査を行い、事態の早期解決に取り組む。
 - (2) 調査チームは、被害生徒・加害生徒からの聴き取りや質問紙によるアンケート調査の実施等を速やかに行い、その調査結果を被害生徒およびその保護者に対して報告するとともに、改めて、要望や意見を十分に聴取する。
 - (3) 必要に応じて、被害生徒およびその保護者の所見を添え、市教育委員会に報告する。

(その他)

第5 この基本方針は、取組の進行状況の確認や、課題解決に至っていないケースの検証等、学期ごとに検討を行い、生徒の実態に応じて計画を見直す。